

# 納経帳から見た、幕末から明治初期の遍路道の変更

稻 田 道 彦

## 1 この発表での問題の所在

報告者は、各地の博物館等に収蔵されている110冊の納経帳の記述内容をデータ化しようとした（当日配付の表1は紙幅の関係で省略）。その内の納経帳の記述内容により、遍路の巡礼経路がそれ以前、以後と変わっている時代を見つけた。その巡礼路の変化について、現在分かっていることから推測される仮説を述べたい。それは幕末から明治にかけて、遍路の巡礼路に変更があったという仮説をたて、その問題について述べる。

納経帳からうかがえる事実は次の通りである。

- ①ある期間全ての遍路の納経帳に土佐と南宇和の寺院の納経印が抜けている。両国に入国していない事が想像される。
- ②土州17ヶ所遙拝所という納経印を受領している納経帳のページがある。この納経印はどういう目的でどの寺院が出したのであろうか。
- ③同様に、南伊豫四ヶ寺に対しての遙拝所であるという納経印を押した寺院がある。これもその目的や存在が不明である。

## 2 遍路の納経帳から見た巡礼の経路

遍路の納経帳の押印ははじめのページから、時間経過の順を追って納経印を受けるということを前提にして議論を進める。近所の寺院で巡礼の道を間違って、順番通りにするため白紙のページを作り、番号順に納経印を押印してもらうこともあったろうし、間違えて違うページに寺院が納経することもあったかもしれない。これは順番が前後している。しかし、ここでは大多数の遍路が納経帳の納経印の順に巡礼をしたと考え、納経帳の納経の順番は遍路の巡礼の経路を示しているという仮説によっている。それによると、いくつかの納経帳に共通して、遍路のルートの変更を示唆する経路が想像できる。それは、表2に私が調べることができた安政3（1856）年から、明治4（1871）年までの全部の納経帳の記載内容を示している。表2では徳島県の薬王寺に参詣以降の遍路が巡る参詣寺院名を示している。ただし、65番資料の森満津女は5回の納経印を受けているが、土佐国と南宇和の納経印が1回少ない。どれか一回は薬王寺で引き返したことが推測できる。この納経帳の順序によると、

- ①徳島県の吉野川を遡る遍路道があった可能性
  - ②石鎚山を迂回する（または通過する）遍路道の可能性
- を考えられる。

表2 幕末期の納経帳の記載

三国鼎力時代の納経順		遍路名		遍路した年																	
資料番号		55	梅○八郎	施主二井子	1856安政3年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	正善寺	横峰寺
		56	吉岡無量居士	妻のぶ	1857安政4年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	横峰寺	横峰寺
		57	吉岡無料居士	妻のぶ	1857安政4年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
58・59			不明	淡州洲本	1858安政5年推定	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
60	不明	神宮寺江州			1858安政5年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
61	不明				1858安政5年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
62	謹岐開大内郡馬篠邑住				1863文久3年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
63	不明	本山崎家藏			1863文久3年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
64	願主	鉄次郎			1868慶應4年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
65	森満津女				1868慶應4年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺
66	吟藏				1871明治4年	薬王寺	七ヶ所遙拝	誓藏寺	要辺寺	椿堂寺	仙龍寺	三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺	香園寺	國分寺	國分寺

道安寺	仙遊寺	永福寺	泰山寺																		
大宝寺	岩屋寺	淨瑠璃寺																			
大宝寺	岩屋寺	淨瑠璃寺																			
仙遊寺	永福寺	泰山寺																			
岩屋寺	淨瑠璃寺	八坂寺																			
前神寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺																		
横峰寺	大宝寺	岩屋寺	淨瑠璃寺																		
大宝寺	淨瑠璃寺																				

### 3 入国を禁止した土佐藩と宇和島藩

果たして土佐と南伊予の宇和島藩への、幕末期の遍路の入国を示す資料を探すと、土佐藩の遍路への政策は次に示される。

就大震辺路入込処ヨリ村継ヲ以御境目江可送出事

覚

此度之大変ニ付、別而里前往還筋大破ニおよび、辺路共  
順路難相成ニ付き、入込居候所之地下役ち覚書相添、村継ヲ以  
可送出旨、辺路街道地下役共江及下知候条、尚於脇道も無油  
断可遂詮議也。

安政元年寅年十一月十四日 後藤助四郎 村々庄屋中

『憲章簿』 喜代吉榮徳（1998）四国辺路研究第14号 41p

高知県史 民俗資料編（1977） 1024p

広江清（1966）「近世土佐遍路資料」72p

同じく宇和島藩の遍路入国禁止政策については、

稿本「藍山公記」 安政二年乙卯八月 卷七十一 「御手留日記」

二十二日壬子曆 寒暖計朝七十一度夕七

十四度江戸曆 大控曆 (P37)

去冬之地震後、四国邊路ノ土

州領内、通行ヲ禁シタル旨、通達アリシヲ以テ、當領御境  
目御番所ニ於イテ、同様禁止シタルナ、往々、禁ヲ犯シテ、  
紛レ込み、横行スル者モ、有ルヤノ風聞アルニ付、愈御沙  
汰有ル迄ハ、右躰之者、見當リ次第、村送リニシテ、直ニ領  
内ヲ放逐セシム可シト、郡奉行ニ命ジ、御番所支配ヘ通  
達セシメラル (『御手留日記』)

(安政二年八月二十二日に禁令を発する。宇和島市立伊達博物館 二宮一郎氏調べ)

をあげることができる。土佐、宇和島両藩が遍路の入国禁止政策をとった事が明らかになるが、それがどのくらいに徹底して実施されたか、疑問を含む余地があるが、両国にある札所寺院の納経印を受領していない説明としては納得できる。

### 4 巡礼路の変更を示唆する証拠

では遍路入国禁止政策を受けて、遍路はどのような対応をとったのであろうか。いくつかの補完する対策がとられたようである。その一つ、土佐十七ヶ所遙拝所という印についてであるが、発表者は以下の理由から、薬王寺が交付した可能性を考えている。図1の納経印は、表2の資料番号56の納経帳の23番札所薬王寺と次頁の十七ヶ所遙拝を示す納経印を示す図である。これによると、この納経の鑑の、奉納の文字の書き方、字の崩し方が同じではないかという推測をしている。特に納の糸偏の書き振りは同一人の手になるのではという推測をしている。薬王寺ではこの件に関する伝承はないという。遍路は薬王寺から、遍路道を引き返したことが推測される。薬王寺の次の札所が、箸蔵寺または雲辺寺であることは徳島平野を東から西に向かう遍路道の存在を推測する。そのルートは今の段階では示すことができない。

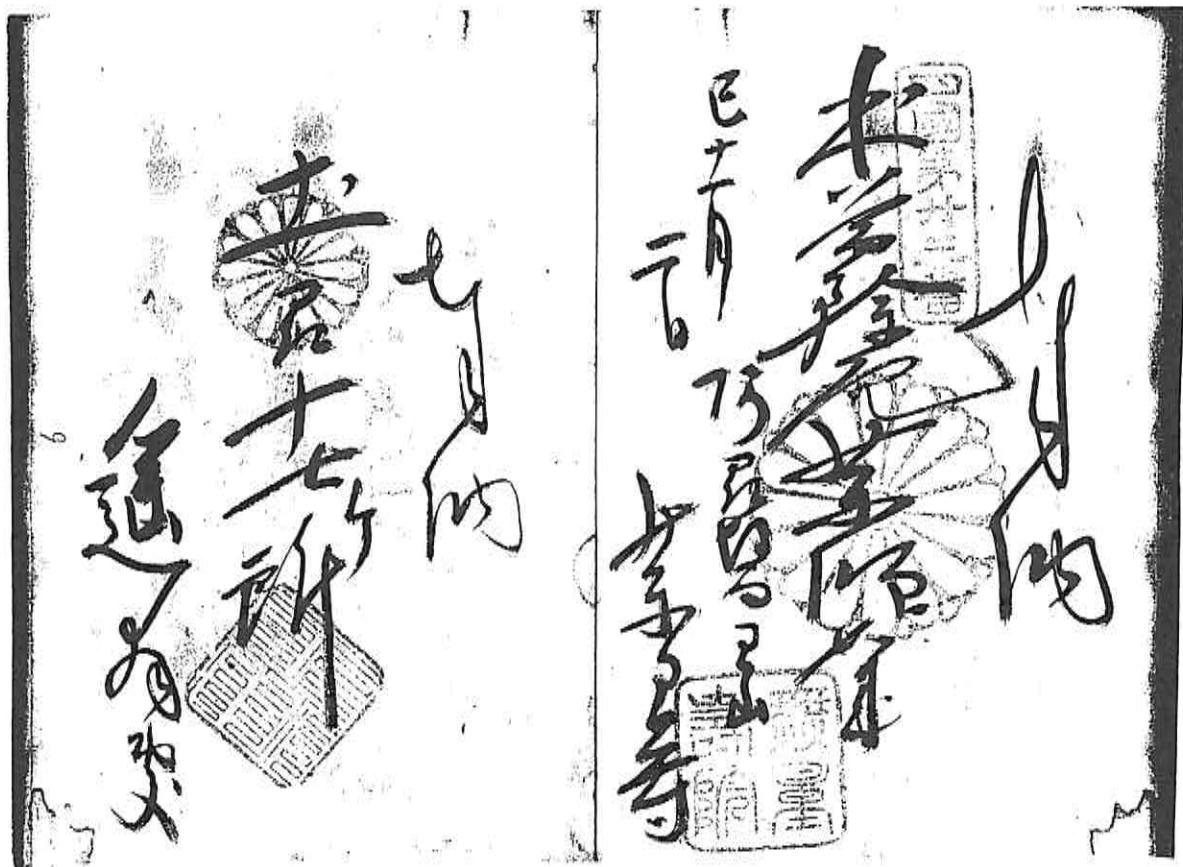


図1 土州十七ヶ所遙拝の印



図2 南伊豫四ヶ寺遙拝の印  
(資料番号55 高知県立図書館蔵)

表3 土州と南伊豫四ヶ所遙拝

資料番号	通路名	通路した年	土州17ヶ寺遙拝所印 南伊豫遙拝所印	40番銀自在寺	41番龍光寺
55	楠〇八郎 施主二井子	1856 安政3年	土州十七ヶ所遙拝 伊豫字和〇ヶ処遙拝所	×	x
56	吉岡無量居士	1857安政4年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
57	吉岡無量居士 妻のぶ	1857安政4年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
58・59	不明 淡州洲本	1858安政5年推定	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
60	不明 神宮寺江州	1858安政5年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
61	不明	1858安政5年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
62	讃岐國大内郡馬様邑住	1863文久3年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
63	不明 本山崎家蔵	1863文久3年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
64	原主 鐵次郎	1868慶應4年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
65	森満津女	1868慶應4年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝
66	吟蔵	1871明治4年	土州十七ヶ所遙拝處	本尊薬師如来遙拝 真藏院光明寺、版	稻荷大明神円福寺遙拝

42番弘木寺	43番明石寺
x	x
本尊大日如来 文殊院	本尊千手觀音遙拝 伊豫八幡山神宮寺、版
本尊大日如來 文殊院	本尊千手觀音遙拝 伊豫八幡山神宮寺、版
本尊大日如來 文秀寺(難誌)	x
x	x
x	x
x	x
x	x
x	x
x	x

では次に、南宇和4ヶ寺遙拝所の納経印を交付した寺院については、表3のように全部の遍路がその納経印を受けている訳ではない。しかも40番観自在寺については光明院が納経印を出している。同様に、41番龍光寺には円福寺が、42番佛木寺には文殊院（または文秀寺）が、43番明石寺には神宮寺がそれぞれ納経している。現存する寺院は円福寺と文殊院である（図3）。光明寺は堂として現存している。神宮寺は発表者にはその所在が分かっていない。納経の順番からすると、48番八坂寺と47番西林寺の間にあった寺院群である。さらに南宇和四ヶ寺分の納経をまとめてする寺院もあったことも伺えるが（図2）、この件に関しては全く分からぬ。

さらに、納経帳の納経の順番から、いく人かが、60番横峰寺の次に、44番大宝寺または45番岩屋寺へと至っている。これは何らかの形で石鎧山系を越える巡礼路の存在を示唆する可能性がある。これを現時点で証拠づける事象としては喜代吉榮徳氏より一つの示唆をいただいた。「六十番横峰寺近くの伊予小松には、今治道（五十九番国分寺方面）への分岐点から「いわやさん（四十五番岩屋寺）十里 松山道」のしるべ石が建てられている。文久四年（一八六四）のこと、中略 南予四ヶ寺省略の遍路に対応した標石と考えられるのである。」喜代吉榮徳（1998）四国遍路研究第14号40p。確かに文久4年は遍路が南宇和に入国していない時期に当たる。石鎧山は山岳修行の場であるし、弘法大師の修行の伝説とも関わる地である。果たして、どのような形で石鎧を越えたのかということは、その是非を含めて未解決の問題である。聖なる場所である石鎧山に近づくことを考えたのか、山越えでも近道を目指したのか、一般に遍路は同じ道を往復するよりも、円形のルートを描きたいという心理が働いたのか。いくつかの想像を生む。

この点に関しては、宮本常一が『忘れられた日本人』岩波文庫（1984）の、土佐寺川夜話の項（159-161p）で、ハンセン氏病の老婦人とであった事を記している。遍路道とは無関係な山道でハンセン氏病の患者が人目を避けて遍路を行う道があると述べている。別の想像をすると、石鎧越えの遍路道がこのような形で残存していたのではないかという想像をもたくましくする。

徳島平野を吉野川にそって遡る巡礼路の可能性についてはその証拠について確としたものを得ていない。今は仮説を掲げている段階である。

## 5 これからの研究課題

幕末期に、土佐藩と宇和島藩の遍路の入国禁止政策によって、遍路道の変更があったかどうかという問題を検証する必要がある。この政策は厳格に守られたのであろうか。幕末に高知で遍路が火事を起こした事件について記したものを見たことがある。この遍路はどういう形で入国できた遍路だろうか。さらにこの時代の土佐藩と宇和島藩の人々は遍路にでることができたのかどうか。またこの時代に、両藩内で遍路に対しての道標や、遍路の墓が立てられておれば、遍路が入国できた証拠にもなる。多くの遍路入国禁止政策の傍証を求めることがなされなければならない。またこの禁止政策はいつまで続いたのであろうか、それを改める法令はどのような形で出されたのであろうか、まだ分かっていない。

遍路入国禁止政策がこれほどの期間続いた理由は何だったのか。土佐・宇和島藩は地震の被害をその法令発布の理由にしているが、地震の被害の影響はこのように長い間続くとは思われないし、両藩には遍路に対する別の理由があったのではないかという想像もある。

また遍路は巡礼路を全部回れないで満足していたのか。遍路にとって何を参拝しているのかという、四国遍路の聖地という問題につながると考える。さらに幕末から明治にかけての、神仏混淆寺院の神社か寺院への移行の問題は、札所寺院にかなりの混乱を引き起こしている。

これからさらに、遍路道が確かに変更されたのかどうかという証拠を探して上に掲げた仮説を検証する必要があると考えている。

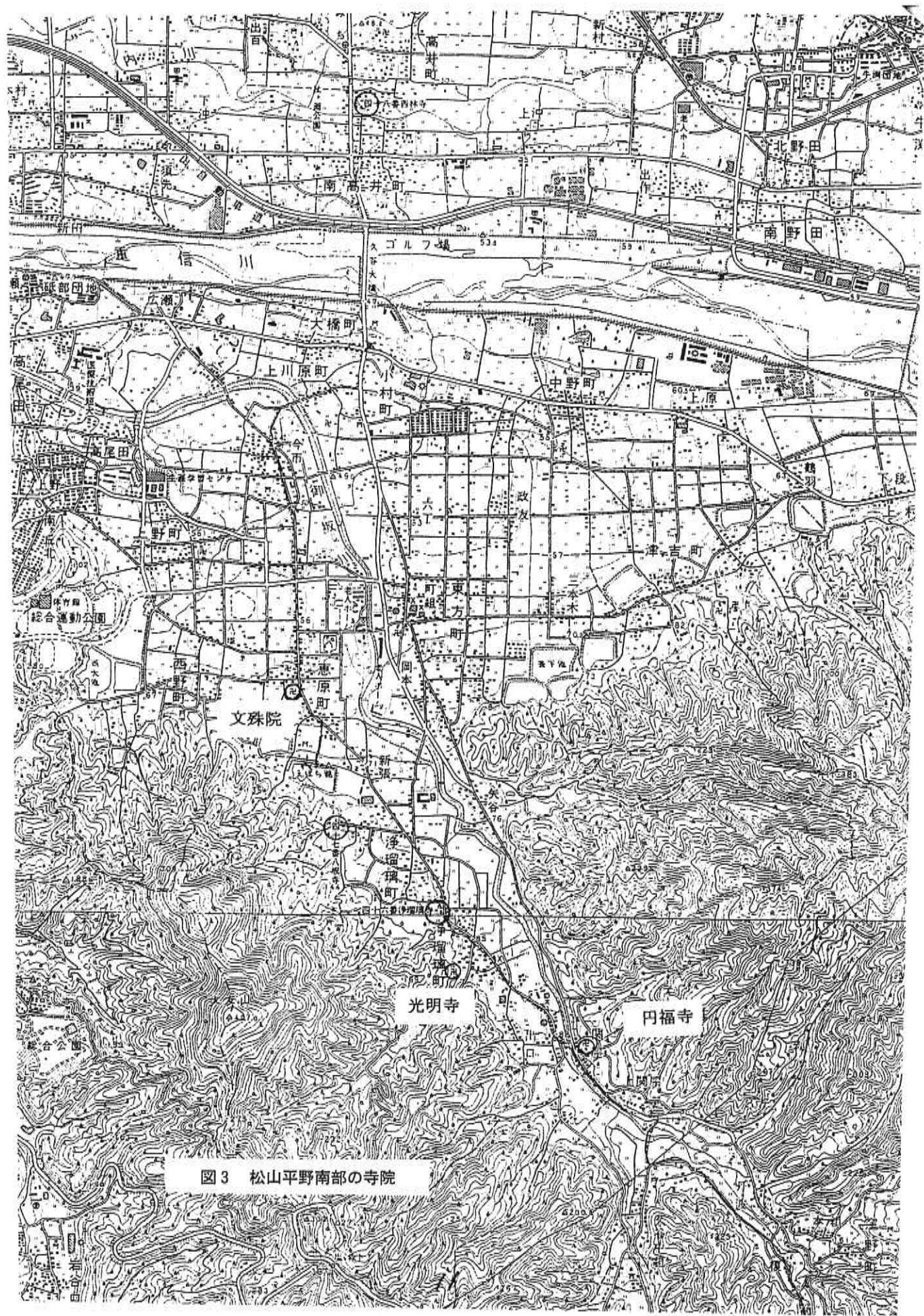


図3 松山平野南部の寺院